

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

適用要件:平成30年4月1日から令和6年3月31日までに取得した設備

適用期間:新たに固定資産税(償却資産)が課されることとなった年度から3年間

対象設備	提出書類	出力・種類	特例率
「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」の交付を受けて取得し、売電をしていない太陽光発電設備	A	1,000kw未満の太陽光発電設備	2分の1 (※1)
		1,000kw以上の太陽光発電設備	
経済産業省(又はJPEA)による認定を受けて、売電をしている設備	B	20kw未満の風力発電設備 5,000kw以上の水力発電設備(令和4年4月1日から 令和6年3月31日までに取得した設備)	12分の7 (※2)
		20kw以上の風力発電設備 1,000kw未満の地熱発電設備 10,000kw以上20,000kw未満のバイオマス発電設備	2分の1 (※1)
		5,000kw未満の水力発電設備 1,000kw以上の地熱発電設備 10,000kw未満のバイオマス発電設備	3分の1 (※3)

※1 令和4年3月31日以前に取得した対象設備の特例割合は3分の2です。

※2 令和4年3月31日以前に取得した対象設備の特例割合は4分の3です。

※3 令和4年3月31日以前に取得した対象設備の特例割合は2分の1です。

[提出書類A]

- ・償却資産申告書
- ・課税標準の特例適用届出書
- ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金確定通知書の写し
- ・設備の概要がわかる書類(見積書、仕様書等)

[提出書類B]

- ・償却資産申告書
- ・課税標準の特例適用届出書
- ・経済産業省(又はJPEA)の固定価格買取制度に係る認定通知書の写し
- ・設備の概要がわかる書類(見積書、仕様書等)
- ・電力受給契約のご案内(申込書等)の写し